

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

岡山県環境文化部環境企画課

### フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器引取時の取扱いについて

環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

このたび、機器廃棄時のフロン類の回収率が低迷していることを背景として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）が改正され、令和2年4月1日から、フロン類が充填されている業務用冷凍空調機器（以下「業務用機器」という。）を廃棄等する際の規制が強化されることとなりました。

ついては、業務用機器を引取る際には、次の点に御留意ください。

なお、改正概要及び改正に係るチラシを添付しておりますので参照の上、改正法の趣旨を十分に御理解くださいますとともに、業務用機器の適正な廃棄等をお願いいたします。

#### 記

1 業務用機器を引き取る際には、当該機器がフロン類回収済みであることを証する引取証明書の写しが必要となります。

※1 「下取り」として、機器を引き取る場合においても、廃棄や部品取りを目的とした引取りである場合は廃棄等に該当しますので、引取証明書の写しが必要です。

※2 引取証明書の写し等により機器からフロン類を回収したことが確認できない場合は、機器の引取りはできません。

2 交付された引取証明書の写し等は、3年間保存が必要です。

3 上記に違反した場合、刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象となります。

#### <参考>

##### ○法改正について

環境省フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/419619.html>

##### ○引取証明書、事前説明書面について

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 <https://www.jreco.or.jp/index.html>

# フロン排出抑制法が改正されました。

## 1 改正目的

第一種特定製品（以下「機器」という。）の廃棄時における規制強化

## 2 改正内容(機器の廃棄に関する内容を抜粋)

対象者	対象となる行為	改正前	改正後
管理者	機器廃棄時にフロン類を回収しない違反行為（罰金 50 万円）	指導等を経て命令に従わない場合、罰則の対象（間接罰のみ）	対象行為を拡大し、違反行為だけで罰則の対象 <b>（直接罰を追加）</b> 法第 104 条第 2 号
	機器の廃棄時の措置	（規定なし）	廃棄等を委託する廃棄物・リサイクル業者に対し「 <b>フロン類回収済み証明書*の写し</b> 」の交付を義務付け（罰金 30 万円） 法第 45 条の 2 第 1 項
廃棄物・リサイクル業者			廃棄物・リサイクル業者は、「 <b>証明書の写し</b> 」が確認できなければ <b>機器の引取ができない</b> （罰金 50 万円） 法第 45 条の 2 第 4 項
解体工事業者	解体時に、解体業者が機器の有無について記した「書面」を作成し、管理者に交付	「書面」の保存義務なし	管理者、解体業者ともに、「 <b>書面</b> 」の <b>一定期間の保存を義務付け</b> 法第 42 条第 1 項、第 3 項
充填回収業者	第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の回収を行った際の書面交付	管理者に「引取証明書の写し」、引渡受託者に「引取証明書」を交付	<b>管理者に原本を集中させるため</b> 、管理者に「引取証明書」、引渡し受託者に「引取証明書の写し」を交付 法第 45 条第 2 項
その他	解体现場等への立入検査、報告徴収	任意の立入（機器の設置が確認された場合、フロン法における立入検査）	フロン法の立入検査及び報告徴収の対象に <b>解体现場等が追加</b> 法第 91 条、第 92 条第 1 項

※ 第一種フロン類充填回収業者がフロン類を回収したときに、管理者に対し発行される「引取証明書」等



岡山県マスコット「ももっち」

令和2年4月1日から施行されます。  
法の対象となる事業者の方々は、内容を十分確認し、法の遵守をお願いします。